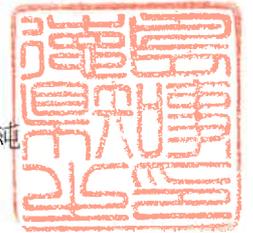


公 告

県営土地改良事業の計画を変更したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により、下記事項を記載した書類とともに、この旨を公告する。

令和8年3月12日

徳島県知事 後藤 田 正純



記

- 1 変更しようとする土地改良事業の地区及び名称
大山地区 農村地域防災減災事業
- 2 変更後の土地改良事業計画の概要
(変更後の土地改良事業計画概要書については、板野町役場及び上板町役場に備え付け、縦覧に供する。)
- 3 縦覧期間
令和8年3月12日から令和8年4月9日まで
- 4 意見書の提出
縦覧期間満了までに、板野町役場又は上板町役場に書面で提出する。